

不服申立て事案答申第 243 号

不服申立て事案諮問第 253 号

件名：警察安全相談等・苦情取扱票の一部開示決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別表の 1 欄に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、廃止前の愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき審査請求人が令和 4 年 12 月 14 日付けで行った自己情報開示請求に対し、処分庁が令和 5 年 1 月 27 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 自己情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 4 年 12 月 14 日付けで、処分庁宛ての自己情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）を提出したことから、同日、処分庁はこれを受理した。

なお、受理した本件開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は別紙で、

1. 私が特定年月日 A、特定年月日 B、特定年月日 C、特定年月日 D、特定年月日 E、特定年月日 F 及び特定年月日 G に警察本部に相談した際、作成された警察安全相談等・苦情取扱票（請求日現在、愛知県警察本部刑事総務課で保管するもの）
2. 私が特定年月日 H、特定年月日 I、特定年月日 J、特定年月日 K、特定年月日 L、特定年月日 M、特定年月日 N、特定年月日 O、特定年月日 P、特定年月日 Q 及び特定年月日 R に警察本部に相談した際、作成された警察安全相談等・苦情取扱票（請求日現在、愛知

県警察住民サービス課で保管するもの)

3. 私が特定年月日 S に警察本部に相談した際、作成された警察安全相談等・苦情取扱票（請求日現在、愛知県警察本部少年課で保管するもの）
4. 私が特定年月日 T、特定年月日 U 及び特定年月日 V に警察本部に相談した際、作成された警察安全相談等・苦情取扱票（請求日現在、愛知県警察本部人身安全対策課で保管するもの）
5. 私が特定年月日 W、特定年月日 X 及び特定年月日 Y に警察本部に相談した際、作成された警察安全相談等・苦情取扱票（請求日現在、愛知県警察本部捜査第一課で保管するもの）
6. 私が特定年月日 Z に警察本部に相談した際、作成された警察安全相談等・苦情取扱票（請求日現在、愛知県警察本部捜査第二課で保管するもの）

と記載されていた。

(イ) 決定する期間の延長

処分庁は、条例第 22 条第 2 項の規定により、開示請求に係る保有個人情報の量が多く、短期間に開示決定をすることができないと判断し、延長後の決定期間を令和 5 年 1 月 27 日までとする決定期間延長通知書により審査請求人に通知した。

(ウ) 本件開示請求に係る保有個人情報の特定及び本件処分

本件開示請求書の請求内容のうち、本件処分に係るものは、愛知県警察本部刑事総務課（以下「刑事総務課」という。）で保管する行政文書であり、処分庁は別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）から文書 7 までの警察安全相談等・苦情取扱票と特定した。

本件保有個人情報は、審査請求人が特定年月日 A から特定年月日 G までの間に刑事総務課の職員に対して相談したことで作成された警察安全相談等・苦情取扱票である。

処分庁は、本件保有個人情報のうち、条例第 17 条第 2 号及び第 8 号に規定される不開示情報並びに条例第 44 条に規定される適用除外情報を除いた部分を開示する決定をし、自己情報一部開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件処分において開示しないこととした部分については、本件決定通知書に記載されているとおり、

- ・ 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分（条例第 17 条第 2 号に該当）
- ・ 職員番号（条例第 17 条第 2 号に該当）

- ・相談に対する調査結果が記載された部分(条例第 17 条第 8 号に該当)
- ・相談に対する内部的な判断が記載された部分 (条例第 17 条第 8 号に該当)
- ・適用除外情報 (条例第 44 条に該当)

であり、以下開示しないこととした理由について述べる。

a 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分

条例第 17 条第 2 号ただし書ハでは、公務員に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該個人情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとされているが、例外として、当該公務員が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除くとされている。

また、氏名を不開示とする警察職員の範囲は、知事の保有する個人情報保護等に関する規則（平成 17 年愛知県規則第 10 号。以下「県規則」という。）第 8 条において、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職」と規定されている。

そして、文書 1 から文書 7 までの警察安全相談等・苦情取扱票受理者欄の氏名部分及び取扱者部分は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であることから、条例第 17 条第 2 号ただし書ハの規定を受けて定められた県規則第 8 条に規定される不開示情報に該当するとして本件処分において不開示としたものである。

b 職員番号

前記 a のとおり、条例第 17 条第 2 号ただし書ハにおいて、公務員に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該個人情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとされているが、職員番号については、公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分には該当せず、警察職員一人一人に付与された「個人を識別する番号」であることから、当然に、同号に規定される第三者個人情報に該当するとして、文書 1 から文書 7 までの警察安全相談等・苦情取扱票において不開示としたものである。

c 相談に対する調査結果が記載された部分

条例第 17 条第 8 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、

これらの情報が記録された保有個人情報是不開示とすることを定めたものである。

相談に対する調査結果が記載された部分として不開示とした部分は、本件保有個人情報のうち文書1と文書2において、審査請求人から訴えの対象とされている警察官らに対して聴取を行った結果が記載された部分であって、それらは犯罪性の有無を判断するために行った調査で判明した具体的な対応状況又は供述内容であり、これらが開示されるとするならば、今後、警察からの聴取の対象者は、率直な意見を述べることを躊躇し、かつ具体的な事実の供述を拒むことも十分考えられる。そうなれば、事実関係の把握が困難となり、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、当該不開示部分については、条例第17条第8号に該当すると考えられることから、不開示としたものである。

d 相談に対する内部的な判断が記載された部分

前述のとおり、条例第17条第8号において、県の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて不開示とする情報であることが規定されている。

相談に対する内部的な判断が記載された部分として不開示とした部分は、本件保有個人情報のうち文書1と文書2において、審査請求人のいう告訴の内容が告訴の要件を満たすか否かの警察の判断であり、これらが開示されるとするならば、今後、告訴の相手方の調査結果を含む内部的な判断までもが判明することとなり、それにより警察内部で適正な判断をして具体的な対応方針を検討することが困難になり、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示としたものである。

e 適用除外情報

条例第44条において、法令の規定により改正前の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章第4節の規定が適用されない保有個人情報については、条例の自己情報開示の制度は適用されないとされているところ、具体的には、法において適用除外とされている「刑の執行等に係る保有個人情報」や刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）において適用除外とされている「訴訟に関する書類等に記録されている個人情報」がこれに該当することとなる。

まず、刑の執行等に係る保有個人情報が適用除外とされることについては、これらには、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる

危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定されている。

さらに、訴訟に関する書類が適用除外とされていることについては、捜査中の刑事事件の捜査記録、不起訴記録等を広く含むと解されており、これらの書類に記録された個人情報を開示するか否かの判断については、行政機関ではなく、司法機関に委ねるべきであるとの考え方から適用除外とされているものである。

そして、本件処分において、適用除外を理由として不開示とした
・文書7の6枚目の黒塗り部分

には、条例第44条の規定に該当する請求者本人の刑の執行に関する情報が記載されていることから不開示としたものである。

(イ) このように、本件処分については、条例第17条第2号又は同条第8号に規定される不開示情報を除いた部分について開示したものであり、条例の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

本件審査請求で審査請求人は、「すでに知っている部分あり、公務員のやり取りもみえるはずである」と主張し、本件処分で不開示とした部分すべての開示を求めていることから、以下、個別にその失当性について述べる。

ア 既に知っている部分である旨の主張

本件審査請求書において審査請求人は、既に知っている部分であるから開示するよう求めているが、いずれの部分も既に知っているのかは示しておらず、そのような主張のみでは、条例に基づく開示・不開示の審査に影響を与えるものではないことから、審査請求人の主張に理由がないことは明らかである。

イ 公務員のやり取りもみえるはずである旨の主張

審査請求人は、公務員のやり取りに関する情報は、開示するよう主張している。

確かに、条例第17条第2号ただし書ハにおいては、公務員に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとされている。

しかしながら、本件において不開示とした部分は、警察官個人の職務遂行の内容に当たるものではなく、前述のとおり、警察官への相談に対する調査結果及びそれに対する内部判断であったことから、条例第17条第8号に規定される県の機関が行う事務事業に関する情報に該当するとし

て不開示としたものであり、審査請求人の主張する公務員のやり取りに該当する部分がこの不開示部分だとしても、審査請求人の主張に理由がないことは明らかである。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は条例の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が愛知県警察本部刑事総務課に相談をした際に作成された別表の1欄に掲げる7件の警察安全相談等・苦情取扱票である。

処分庁は、本件保有個人情報のうち別表の2欄に掲げる部分を条例第17条第2号若しくは第8号又は条例第44条に該当するとして不開示としているところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めていることから、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 条例第17条第2号該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分について

警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、条例第17条第2号本文に該当する。

県規則第8条に定める警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職については、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、条例第17条第2号ただし書ハに該当しないとされているため、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は同号ただし書ハには該当せず、また、同号ただし書イ及びロにも該当しない。

よって、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、条例第17条第2号に該当する。

イ 職員番号について

職員番号は、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範なデータを管理するため、職員ごとに付与される個人識別番号であり、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第17条第2号本文に該当し、また、同号ただし書イ、ロ及びハに該当しない。

よって、職員番号は、条例第17条第2号に該当する。

(3) 条例第17条第8号該当性について

ア 相談に対する調査結果が記載された部分について

当審議会において相談に対する調査結果が記載された部分を見分したところ、審査請求人から訴えの対象とされている警察官らに対して聴取を行った結果が記載されており、開示することにより、今後、警察からの聴取の対象者が、率直な意見を述べることを躊躇したり、具体的な事実の供述を拒むことにより、相談に対する調査を行うに当たり事実関係の把握が困難となるなど、将来の同種の警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、相談に対する調査結果が記載された部分は、条例第 17 条第 8 号に該当する。

イ 相談に対する内部的な判断が記載された部分について

当審議会において相談に対する内部的な判断が記載された部分を見分したところ、審査請求人の申出内容が告訴の要件を満たすか否かの警察の判断が記載されており、開示することにより、今後、警察内部において適正な判断を行い、具体的な対応方針を検討することが困難となるなど、将来の同種の警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、相談に対する内部的な判断が記載された部分は、条例第 17 条第 8 号に該当する。

(4) 条例第 44 条該当性について

ア 適用除外について

条例第 44 条は、法令の規定により法第 5 章第 4 節の開示、訂正及び利用停止の規定が適用されない保有個人情報については、同法との整合性を図る必要があることから、条例第 3 章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定を適用しないことを定めている。

そして、法第 122 条第 1 項に規定する刑の執行等に係る保有個人情報については、これを開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者や受刑者等の立場で留置場や監獄等に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあることから、法第 5 章第 4 節の規定は適用されないため、条例第 3 章の規定は適用しないこととなる。

イ 刑の執行等に係る保有個人情報について

法第 122 条第 1 項に規定する刑の執行等に係る保有個人情報とは、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報であり、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含むと解される。

当審議会において処分庁が適用除外情報として不開示とした部分を見分したところ、法第 122 条第 1 項に規定する刑の執行等に係る保有個人

情報であって、条例第 44 条により条例第 3 章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定の適用を受けないものと認められる。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定	
文書 1	警察安全相談等・苦情取扱票(特定年月日 A 受理)	警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分	条例第 17 条 第 2 号
		職員番号	
		相談に対する調査結果が記載された部分 相談に対する内部的な判断が記載された部分	条例第 17 条 第 8 号
文書 2	警察安全相談等・苦情取扱票(特定年月日 C 受理)	警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分	条例第 17 条 第 2 号
		職員番号	
		相談に対する調査結果が記載された部分 相談に対する内部的な判断が記載された部分	条例第 17 条 第 8 号
文書 3	警察安全相談等・苦情取扱票(特定年月日 B 受理)	警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分	条例第 17 条 第 2 号
		職員番号	
文書 4	警察安全相談等・苦情取扱票(特定年月日 D 受理)	警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分	条例第 17 条 第 2 号
		職員番号	
文書 5	警察安全相談等・苦情取扱票(特定年月日 E 受理)	警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分	条例第 17 条 第 2 号
		職員番号	
文書 6	警察安全相談等・苦情取扱票(特定年月日 F 受理)	警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分	条例第 17 条 第 2 号
		職員番号	
文書 7	警察安全相談等・苦情取扱票(特定年月日 G 受理)	警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分	条例第 17 条 第 2 号
		職員番号	
		適用除外情報	条例第 44 条

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5. 6. 28	諮問（弁明書の写しを添付）
6. 4. 8 (第236回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6. 9. 30 (第241回審議会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
6. 10. 28 (第242回審議会)	審議
6. 11. 27	答申